

令和7年7月28日

お客さま 各位

石動信用金庫

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みについて

平素は、格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

2021年(令和3年)6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」に「約束手形の利用廃止、小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを踏まえ、金融業界では「2027年(令和9年)3月末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロとする」目標を掲げております。

こうした状況を踏まえ、当金庫では、下記の取組みを実施することといたしましたので、お知らせいたします。

お客さまにおかれましては、本対応について何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 当座預金の新規口座開設の受付終了

2025年(令和7年)9月30日(火)をもちまして、当座預金の新規口座開設受付を終了いたします。事業性預金口座開設には「普通預金」または「無利息型普通預金(決済用預金)」をご検討ください。

なお、当座預金開設済のお客さまは引続き利用可能です。

2. 2027年(令和9年)4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立受付終了

2025年(令和7年)9月30日(火)をもちまして、2027年(令和9年)4月以降を支払とする手形・小切手について、代金取立の受付を終了いたします。

3. 手形・小切手(保証小切手含)帳発行の受付終了

2026年(令和8年)3月31日(火)をもちまして、手形・小切手(保証小切手含)帳の発行依頼受付を終了いたします。

4. 払戻請求書による当座預金からの払戻しの取扱

2026年(令和8年)4月1日(水)より、小切手に代わる払戻方法として、当金庫所定の払戻請求書による当座預金からの払戻しの取扱を開始いたします。

なお、本取扱いは当座預金の口座開設店の払戻しに限ります。(持参人(第三者)へのお支払いにはご利用はいただけません)

5. 手形・小切手に代わる資金決済法

当金庫では、手形・小切手に代わる電子的な決済サービスとして、「インターネットバンキング」や「でんさいネット」を推奨しております。是非ともご検討をいただきますようお願い申し上げます。

※詳しくは、お取引店の窓口までお問い合わせください。

以上